

令和 7 年 第 6 回

苓北町農業委員会総会会議録

令和7年第6回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年5月7日（水）
午前9時30分から午前10時4分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 出席者
（農業委員）
1 番 小野 祐 2 番 宮崎 志武
4 番 戸北 優
5 番 田嶋 郁美 6 番 道田 正弘
7 番 高道 修二
4. 本日の欠席委員（1名） 3 番 錦戸 一郎
5. 議事日程
 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 日程第2. 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 日程第3. 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について
 日程第4. 議案第5号 非農地判断について
 日程第5. その他事項
6. 総会書記（農業委員会事務局職員）
 事務局長 田尻 悟 局長補佐 川原大輔 主事 高見優花
7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午前9時30分

事務局	定刻となりましたので、只今から令和7年第6回の農業委員会総会を開会致します。
	まずは、高道会長からご挨拶をお願い致します。
高道会長	おはようございます。

前回は私事をお話ししましたが、所用で東京に行ってきました。時間があつたものですから上野公園に行ってきました。パンダの列が2時間待ちです。東京の人は2時間待ちは当たり前だそうなんです。もう見ませんでしたけどもすごい人でした。このすごい人がですね、1%か2%天草に来ていただければ天草の農業も繁栄すつとばってんなと思いながら、昨日帰ってきました。ゆっくり寝たところでございます。そういう5月の連休を過ごさせていただいたことで報告をさせていただきましたが、今日は中身が多いですけども最後までよろしくお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございました。

本日は、錦戸委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は高道会長にお願いします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の田嶋委員さんと6番の道田委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の田尻氏、川原氏、高見氏を指名致します。

続きまして、日程第2、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

はい、2 ページをお開きください。日程第 2、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和 7 年 5 月 7 日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

3 ページをお開きください。

整理番号 1 の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町都呂々の田 1 筆、面積は 1, 8 7 4 m²です。

転用の目的は、太陽光発電所の設置を行うためです。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は「申請人が、申請地を借受け太陽光発電設備を設置したい」とのことです。

申請地は、4 ページ、5 ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は、都呂々浜団地の周辺にある農地になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、当該農地は、現在 1 0 ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地となっており、第 2 種農地に該当すると判断しております。

議案記載内容については以上でございますが、本案件につきましては、令和 6 年 1 0 月 9 日開催の第 1 0 回農業委員会総会 議案第 8 3 号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について審議したものに関連しておりますので補足して説明させていただきます。

本申請地は、農業振興地域の農振農用地であったため、農用地区域除外の申請があり、農用地区域から除外し、除外した後転用できるかの可能性についての審議した案件でございます。

現地確認については、前任の福田委員が担当地区であったため、事務局と昨年 1 0 月 1 日に現地確認を行ないまして、申請地を含む周辺農地は 1 5 年位耕作されておらず、地主たちが毎年 2 回から 3 回くらい草刈りと、たまにトラクタで起こす作業をされている農地であり、後継者もいないため、太陽光発電を設置するということになり良かったと。また後々のことを考えたらこういう利用をしていかないと今からは無理だろうということで、現地確認の結果、転用することに何ら問題ないということを報告されています。

また、農業委員会としてもこの件については、農用地区域の除外は可能であると全会一致で決定された案件であります。

なお、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外については、熊本県の同意が必要となりますが、令和7年3月26日付け農計第683号により農用地区域の除外同意があっており、太陽光発電設備の設置については特段問題ないということで説明させていただきます。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい。6ページをお開きください。日程第2. 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するため附議する。

令和7年5月7日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

7ページをお開きください。農用地利用集積等促進計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年以上の新規が10件、詳細は、田5筆 合計 10, 473㎡、畑5筆 1, 750㎡ 合計12, 223㎡です。明細は8ページから10ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりですのでご審議をお願いします。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第４号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第４．議案第５号 非農地判断についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。１１ページをお開きください。日程第４．議案第５号 非農地判断について、農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和７年５月７日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

この判断は農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。今回２件の個人申請がっておりますので、それぞれご審議をお願いします。

１２ページをお開き下さい。都呂々の農地１２件について個人申請があったため、令和７年４月２３日に道田委員と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては１３ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては14ページから20ページに図示しております。場所は、都呂々木場中村地区にあります申請人の自宅周辺の農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

道田委員

はい。

議長

道田委員。

道田委員

4月23日に事務局と現地確認を行ないました。

申請地は何年も耕作されておらず竹、雑木、雑草などが生い茂り耕作ができない状況でありました。推進委員をしておった関係で回った経緯はあったんですが、木場の方は山林化が進んでいるような感じで、高齢化もしているのも一つの原因でしょうけどもこれから先どうしようもできない現状かと思いますので非農地として問題ないことを報告します。

議長

ありがとうございました。私も当初のあいさつの中で農地が農地でできなくなった場合は、農地以外の転用目的も必要かなと、土地として残ればいいのかという私の方針を申し上げました。今後こういうものがたくさん出てくるのかなと思います。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案 2 1 ページの個人申請について事務局に説明を求めます。

事務局

2 1 ページをお開き下さい。都呂々の農地 1 0 件について個人申請があったため、令和 7 年 4 月 2 3 日に道田委員と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては 2 2 ページに記載しております。

位置図及び字図につきましては 2 3 ページから 2 6 ページに図示しております。場所は、都呂々木場にあります町道中村 2 号線の周辺にある農地になります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

道田委員

はい。

議 長

道田委員。

道田委員

4 月 2 3 日に事務局と現地確認を行ないました。

ここにつきましては先ほどの案件以上に山林化をしております、竹、雑木などが生い茂り耕作ができない状況であり、農地として再生することは無理な状況にありました。また、農地まで行く道自体も良好でない、到底農地としては利用できる価値はなく、非農地として問題ないことを確認してきました。以上です。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農地改良届について
2. 令和6年度最適化活動の点検・評価について

次回、令和7年第7回総会は、令和7年6月9日（月）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和7年第6回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時4分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員